

第1 食料・農業・農村基本法の改正

・農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」は、制定から約25年が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化していることを踏まえ、令和4年9月以降、基本法の検証・見直しに向けた検討を行い、令和6年常会に改正法案を提出。改正法は同年5月29日に成立、6月5日に公布・施行された。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

食料安全保障の確保

(1) 基本理念について、

- ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」とする。（第2条第1項関係）
- ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。（第2条第4項関係）
- ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。（第2条第5項関係）

(2) 基本的施策として、

- ①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）（第19条及び第21条関係）
- ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）（第22条関係）
- ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。（第23条及び第39条関係）

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1)新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。（第3条関係）

- (2)基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。（第20条及び第32条関係）

農業の持続的な発展

- (1)基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。（第5条関係）
- (2)基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業体）の活動促進、家畜の伝染性疾患・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。（第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係）

農村の振興

- (1)基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。（第6条関係）
- (2)基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。（第43条から第49条まで関係）

第2 みどりの食料システム戦略

- ・令和3年5月、2050年までという中長期的な観点から、食料・農林水産業に係る環境負荷低減を図りつつ、生産力向上と持続性の両立をイノベーションにより実現させていく道筋を示した政策方針「みどりの食料システム戦略」を策定。
- ・本戦略において、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、有機農業の取組面積の拡大などの目標を掲げている。
- ・令和4年4月、食料システムの関係者（生産者、食品事業者、機械・資材メーカー、消費者等）で基本理念を共有し、一体となって環境負荷低減に向けた取組を推進するため、「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（みどりの食料システム戦略法）が成立し、令和4年7月に施行。
- ・令和4年6月、本戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、新たにKPI2030年目標を決定。

1 みどりの食料システム法のポイント

みどりの食料システム法[※]のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）



2 「みどりの食料システム戦略」が目指す姿と目標(2030年・2050年)設定

KPI = 重要業績評価指標

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況					
KPI		個別指標	基準値 (基準年)	2030年 目標	2050年 目標
温室効果ガス削減	① 農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (2050)	燃料燃焼によるCO ₂ 排出量 (基準値に対する削減率)	1,659万t-CO ₂ (2013年)	1,484万t-CO ₂ (10.6%)	0万t-CO ₂ (100%)
	② 農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立 (2040)	農業機械 化石燃料使用量削減に資する農機の担い手への普及率	—	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの普及率: 50%	2040年 技術確立
		林業機械 高性能林業機械の電化等に係るTRL (※)	—	TRL 6: 使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7: 実運転条件下でのプロトタイプ実証	
		漁船 技術開発の進捗	—	小型沿岸漁船による試験操業を実施	
環境保全	③ 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 (2050)	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合	—	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合: 50%	化石燃料を使用しない施設への完全移行
	④ 我が国の再生エネルギー導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生エネルギーの導入 (2050)	—	—	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。
	⑤ 化学農薬使用量 (リスク換算) の50%低減 (2050)	化学農薬使用量 (リスク換算値)	23,330 (リスク換算値) (2019農業年度) (注1)	10%低減	11,665 (リスク換算値) (50%低減)
	⑥ 化学肥料使用量の30%低減 (2050)	化学肥料使用量	90万トン (2016年肥料年度) (注2)	72万トン (20%低減)	63万トン (30%低減)
食品産業	⑦ 耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大 (2050)	耕地面積に占める有機農業※の取組面積 (割合) ※国際的に行われている有機農業	2.35万ha (2017年)	6.3万ha	100万ha (25%)
	⑧ 事業系食品ロスを2000年度比で半減 (2030)	事業系食品ロス量 (基準値に対する食品ロス削減率)	547万トン (2000年度)	273万トン (50%削減)	
	⑨ 食品製造業の労働生産性を3割以上向上 (2030)	食品製造業における労働生産性 (基準値に対する割合)	5,149 千円/人 (2018年)	6,694 千円/人 (30%向上)	
	⑩ 飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合を10%に縮減 (2030)	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合	11.6% (2016年)	10%	
林野	⑪ 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現 (2030)	上場食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の取組の割合	—	100%	
	⑫ 林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を3割 (2030)・9割以上 (2050) に拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化 (2040)	エリートツリー等の活用割合 高層木造の技術の確立	4.3% (2019年)	エリートツリー等の活用割合: 30%	90%
水産	⑬ 漁獲量を2010年と同程度 (444万トン) まで回復 (2030)	漁業生産量の回復	311.5万トン (2018年)	444万トン	
	⑭ 二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現 (2050) 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換 (2050)	人工種苗比率 配合飼料の割合	1.9% (2019年) 44% (2016-2020の5中3平均)	13% 64%	100% 100%

※黄色マーカーは、2030年の中間目標を新たに設定したもの。

注1) 2019農業年度は、2018年10月～2019年9月とする。

注2) 2016肥料年度は、2016年7月～2017年6月とする。

化学肥料の需要実績の算定に用いている窒素質肥料の輸入量について、近年、一部が工業用に仕向けられている可能性があり、業界からの聞き取り等を通じて精査を行っているところ。このため、基準値、現状値ともに現在公表されている直近のデータである2016肥料年度の数値(精査前の数値)を用いている。

3 環境にやさしい取組事例(北海道)

エア・ウォーター北海道株式会社(千歳市)

【環境保全型農業】有機資源の活用拡大と化学肥料の使用量低減に向けた取組

【取組内容】

エア・ウォーター北海道株式会社は、畜産バイオガスプラントの施設整備に先立ち、メタン発酵消化液(以下、消化液)の地域内利用の推進に向け牧草地における化学肥料の散布量削減効果を図る実証を実施。

これにより、化学肥料と消化液を組み合わせた試験区において、化学肥料のみの場合と同程度の牧草収量が確保でき、地域の施肥基準に対しN18%・P17%・K45%の割合で化学肥料を削減可能なことを確認。

本結果を基に地域の農業者に対して消化液の利用を促進し、消化液活用の定着を図る。



消化液



化学肥料区

化学肥料+消化液区
(同程度の収量を確保)

株式会社寅福(上ノ国町)

【温室効果ガスの削減】

温泉熱を利用した野菜の生産で化石燃料3割削減と脱炭素を実現

【取組内容】

株式会社寅福は2014年に従業員30人で設立。野菜(トマト・アスパラガス)の生産・販売を主な事業としている。

トマト施設栽培において、地域資源である温泉熱を有効活用し、化石燃料使用量を30%に削減。ボイラーなどの排気ガスをトマトに吸収させることにより、大気中にCO₂をほとんど排出しない環境負荷低減農業を実現している。

また、トマト栽培で年間1,000 t 出る植物残さを堆肥化してアスパラ畑や醸造用ブドウ畑に全量活用することで農業残渣の廃棄をゼロとしている。



4 「みどりの食料システム戦略」関連サイト



北海道農政事務所「みどりの食料システム戦略」HP
<https://www.maff.go.jp/hokkaido/midori/top.html>



有機食品MAP
<https://www.maff.go.jp/hokkaido/midori/top.html#MAP>



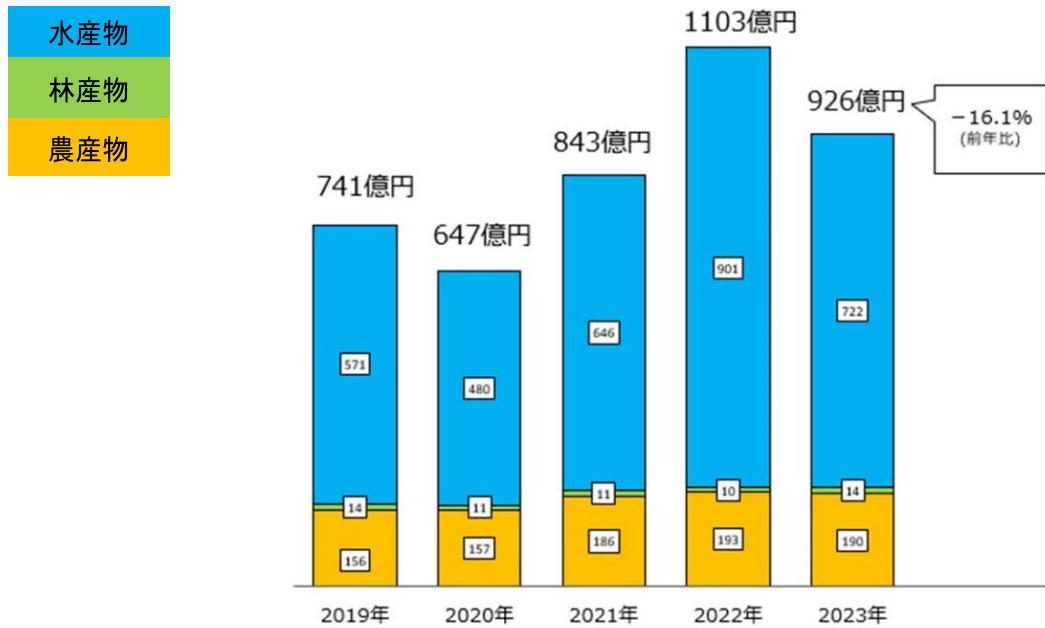
取組事例一覧
<https://www.maff.go.jp/hokkaido/midori/ji-rei.html>

第3 農林水産物・食品の輸出促進

(北海道の輸出額は、道内の港・空港から輸出された農林水産物・食品の輸出額の値)

- ・北海道の農林水産物・食品の輸出額は926億円で、前年に比べて177億円減少。
- ・品目別では、水産物のうちホタテ貝が前年比170億円減の426億円となり、増加した水産物（たらが前年比4億円増の10億円、魚油（肝油除く）が前年比24億円増の80億円）もあったが、水産物全体の輸出額は前年比179億円減の722億円となった。
- ・農産物は、加工食品が11億円増の70億円、穀物等が4億円増の20億円と増加したが、酪農品は8億円減の13億円、たまねぎが13億円減の3億円となり、農産物全体で3億円減の190億円となった。

1 北海道からの農林水産物・食品の輸出額の推移



資料:財務省「貿易統計」を基に北海道農政事務所で作成(北海道の輸出額は、道内の港・空港から輸出された農林水産物・食品の輸出額の値)

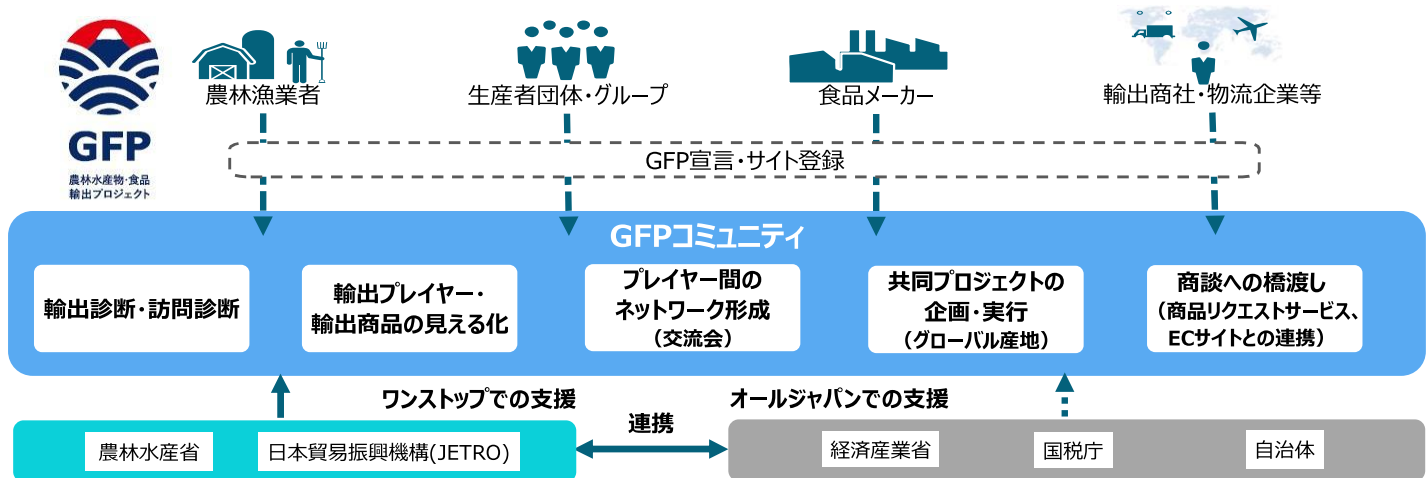
2 北海道からの輸出:品目別の内訳(2023年)

品 目		金 額 (百万円)	前年比 (%)
農 産 物	加工食品	7,006	+18.1
	ビール	174	+242.0
	清酒	60	▲27.6
	その他アルコール飲料	238	+9.9
	調味料	313	+37.3
	ソース混合調味料	148	+31.3
	その他（でん粉・清涼飲料等）	2,987	+76.9
	調製食料品	905	+44.6
	チョコレート菓子	1,597	▲5.9
	菓子（米菓を除く）	429	+0.3
	その他の砂糖菓子	1	▲28.2
	ベーカリー製品類	975	▲28.9
	畜産品	5,522	▲10.3
	牛肉	392	+15.5
	豚肉	747	+34.7
	鶏肉	37	+144.2
	鳥卵・卵黄	51	▲33.0
	酪農品	1,377	▲35.2
	牛乳・部分脱脂乳	862	▲9.0
	粉乳等	497	▲57.2
	動物性油脂	749	▲24.3
	原皮	612	▲11.8
	穀物等	2,031	+23.5
	穀物	1,033	+14.7
	米	1,032	+14.6
	穀粉調製品	936	+35.5
	麦芽エキス、穀粉等	474	+79.6
	即席麺	36	+37.6
	シリアル食品	2	▲84.1
	野菜・果実等	3,539	▲25.5
水 産 物	果実・その調製品	460	▲10.6
	野菜・その調製品	3,076	▲27.3
	野菜（生鮮・冷蔵・乾燥）	2,096	▲21.8
	たまねぎ及びジャロット	305	▲77.1
	ながいも等	1,705	+37.0
	その他の野菜調製品	980	▲36.9
	ばれいしょ	852	▲39.8
	その他農産物	865	+11.1
	配合調製飼料	563	+3.6
	林産物	1,425	+42.3
	素材（丸太）	999	+59.0
	製材	416	+29.6
	水産物（調製品除く）	63,353	▲20.0
	ホタテ貝	42,600	▲28.6
	さけ・ます	5,885	▲4.0
	たら	1,069	+68.3
	すけそうだら	472	▲22.7
	いわし	237	▲44.9
	さんま	112	+50.8
	ひらめ・かれい	257	▲51.5
	かに	1,032	▲0.2
水 産 物	いか	31	+39.8
	たこ	134	▲56.5
	なまこ	5	▲17.0
	魚油（肝油除く）	7,992	+42.6
	水産調製品	8,851	▲18.5
	貝柱（調製）	189	▲68.2
	乾燥なまこ（調製）	2,808	▲12.0
	その他の調製なまこ	3,954	▲16.3
	キャビア及びその代用物	386	▲57.5

資料:財務省「貿易統計」を基に北海道農政事務所で作成(北海道の輸出額は、道内の港・空港から輸出された農林水産物・食品の輸出額の値)

3 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)

- ・GFP（ジー・エフ・ピー）は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト。
- ・GFPメンバー間でのマッチングやコラボレーションの創出、きめ細かなフォローアップや伴走支援に重きを置くことで、JETRO等既存の支援サービスとの差別化を図る。



4 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(輸出重点品目)

- ・海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目として、29品目※を輸出重点品目に選定。
- ・品目毎のターゲット国、地域への具体的な輸出目標の達成に向け重点的に支援。

※29品目：牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品、りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、野菜（かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜）、切り花、茶、米・バックご飯・米粉及び米粉製品、製材、合板、ぶり、たい、ホタテ貝、真珠、錦鯉、清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、清酒（日本酒）、ウイスキー、本格焼酎・泡盛

北海道 輸出重点品目の輸出産地リストマップ

◎ 牛肉

- ホクレン食肉輸出コンソーシアム（北海道全域）

◎ 豚肉

- 北海道産豚肉輸出拡大コンソーシアム（新冠町）
- ホクレン食肉輸出輸出コンソーシアム（北海道全域）

◎ 鶏肉

- 日本ホワイトファーム(株)札幌コンソーシアム（厚真町）

◎ 牛乳乳製品

チーズ

- よつ葉乳業(株)（旭川市、音更町）
- 雪印メグミルク(株)（旭川市、中標津町、大樹町）
- 北海道乳業(株)（函館市）

LL牛乳等・チルド牛乳

- 北海道日高乳業(株)（日高町）
- (株)北海道酪農公社（江別市）
- ホクレン農業協同組合連合会（旭川市）

◎ 味噌

- 全国味噌工業協同組合連合会北海道組合（札幌市）
- 福山醸造(株)（札幌市）
- 若田醸造(株)（札幌市）
- 渋谷醸造(株)（本別町）
- 倉繁醸造(株)（網走市）
- 服部醸造(株)（八雲町）
- 太田醸造(有)（訓子府町）
- 北海道味噌(株)（旭川市）

◎ 醤油

- 北海道味噌醤油工業協同組合（札幌市）
- 福山醸造(株)（札幌市）
- 北海道醤油(株)（札幌市）
- 渋谷醸造(株)（本別町）

◎ その他の野菜

たまねぎ

- 音更町農業協同組合（音更町）
- ふらの農業協同組合（富良野市）
- きたみらい農業協同組合（北見市）
- 常呂町農業協同組合（北見市常呂町）
- えんゆう農業協同組合（湧別町）
- 美幌地方広域農業協同組合連合会（美幌町）
- 新篠津村農業協同組合（新篠津村）

かぼちゃ

- 新ブランド農産物生産組合あさぶ農匠（厚沢部町）

ながいも

- 帯広大正農業協同組合（帯広市）
- 帯広市川西農業協同組合（帯広市）
- 音更町農業協同組合（音更町）

にんじん

- 音更町農業協同組合（音更町）

にんにく

- 十勝清水町農業協同組合（清水町）
- 常呂町農業協同組合（北見市常呂町）

◎ 錦鯉（北海道・東北・新潟）

- 全日本錦鯉振興会新潟地区（新潟県小千谷市）

◎ ウイスキー

- 札幌酒精工業(株)（札幌市）

◎ 清酒

- 日本清酒(株)（札幌市）
- 男山(株)（旭川市）
- 高砂酒造(株)（旭川市）
- 上川大雪酒造(株)（上川町）
- 福司酒造(株)（釧路市）
- 小林酒造(株)（栗山町）
- 金滴酒造(株)（新十津川町）
- 三千櫻酒造(株)（東川町）
- 国穂酒造(株)（増毛町）

◎ コメ・バックご飯・米粉及び米粉製品

- ホクレン農業協同組合連合会（北海道全域）
- 東川町農業協同組合（東川町）

コメ

- (株)芦別RICE（芦別市）
- 新篠津農業協同組合（新篠津村）
- 北海道産米輸出促進協議会（小樽市、美瑛市、倶知安町、せたな町）
- (株)松原米穀契約生産者組合（北海道全域）

※事業者名、地域名は「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づく輸出重点品目の輸出産地リスト」に基づき記載しております。 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_action/yusutsu-list.html

5 農林水産物・食品の輸出取組事例(北海道)

江別市：北海道はまなす食品 『納豆を中国、アジア圏、アメリカ等へ』

【輸出に取り組んだ経緯と概要】

販路拡大を目指し、平成30年から本格的に海外輸出を開始。海外の日本食・健康ブームで納豆への関心が高まる中、コンテナでの直接輸出や納豆文化の普及に取り組む。令和5年7月末から新工場を稼働し製造能力を2倍の規模に拡大。

【輸出実績】

輸出額：令和5年度 1億3,657万円

出荷時期：通年

厚沢部町：新ブランド農産物生産組合 あっさぶ 農匠
『規格外品のかぼちゃをシンガポール等へ』

【輸出に取り組んだ経緯と概要】

さがらマロン（品種名：九重栗イレブン）のブランド化を目指しており、国内では需要が少ない規格外品の小玉が海外では需要が高いことに着目。GLOBAL.GAPの認証を取得するとともに、低農薬化等により作物の品質管理の向上に取り組み、香港、シンガポール等に輸出を行っている。

【輸出実績】

輸出額：令和5年度 568万円

出荷時期：9月～1月

東川町：東川町農業協同組合
『世界に誇る東川米ブランドへ』

【輸出に取り組んだ経緯と概要】

香港で日本産米を使うおにぎり専門店で売り込むなど、飲食店をターゲットにして確実に需要を確保。自ら現地へ出向き東川米を用いた料理教室や試食会を積極的に開催。最新の精米施設により長期保存・鮮度維持で販路拡大を目指している。

【輸出実績】

輸出額：令和5年度 6,400万円

出荷時期：通年



フィンランドでの東川米試食会

函館市：北海道乳業（株）
『チルド牛乳、チーズ、煉乳等を台湾、香港等のアジア諸国へ』

【輸出に取り組んだ経緯と概要】

冷蔵（チルド）乳製品の輸出の最大のネックである賞味期限の延長を実現し、北海道産のチルド牛乳などを毎週定期的な海外、特にアジア市場へ輸出することにより、日本の乳業界の発展に貢献している。

【輸出実績】

輸出額：令和5年度 1億9,792万円

出荷時期：通年



第4 スマート農業の普及・促進

1 北海道のスマート農業

- ・スマート農業とは、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用して省力・高品質生産を実現する新たな農業。この先端技術の導入により、農作業の自動化、情報共有の簡易化を実現。
- ・北海道においても、多くの地域で、スマート農業の導入による労働力不足や生産性向上等の取組が展開されており、経営の最適化や効率化への貢献が期待されている。

2 スマート農業技術活用促進法の成立

令和6年7月に食料・農業・農村基本法の改正法が施行され、その中で農業の持続的な発展のためにスマート農業技術等を活用した生産性の向上、農業サービス事業者の活動の促進、産学官の連携の強化などの基本施策が盛り込まれた。

この改正法の理念を実現するため、令和6年10月にスマート農業技術活用促進法（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律）が施行された。

スマート農業技術活用促進法では、農業者が申請者となる生産方式革新実施計画、農機メーカーやサービス事業者等が申請者となる開発供給実施計画を作成し、認定を受けることによって金融・行政手続の簡素化・税制特例等の支援を受けることができる。

●生産方式革新実施計画の認定対象となる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産方式の導入をセットで相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動。

実施期間は原則5年（果樹等の植栽、育成を伴う場合等は10年以内で設定可能）。

●開発供給実施計画の認定対象となる事業活動

スマート農業技術の開発と開発した製品の供給を一体的に取り組む事業活動。

実施期間は原則5年（新品種の育成、事業の実施に相当な期間を要する場合は10年以内で設定可能）。

3 農業支援サービスの育成・支援

農業の担い手不足や高齢化が深刻化する中、農業の現場では、従来のような農業者間の互助を目的とした地域内での農作業の受委託が困難になりつつある。

北海道では、1戸あたりの耕地面積が拡大し、労働力不足が課題の一つとなっている。

一方で、ドローンやICT等の活用を通じて、様々な面から、農業者をサポートするサービス（農業支援サービス）が登場しており、農林水産省では、これらのサービス事業者の育成を推進している。

○JA新すながわ（砂川市）

- ・これまで外部委託していたヘリ防除組合の撤退や地域担い手の規模拡大により、水稻防除の要望を受けて専門部署を設置。
- ・令和3年から、ドローンによる農薬散布作業の受託を開始。



○株式会社コハタ（旭川市）

- ・農薬、農業資材など農業関連商品の販売を行う流通商社で、ドローンや自動操舵システムの販売・取付を実施。
- ・農業支援サービスとして、自動航行ドローンによる農薬散布も受託。



○株式会社バードアイエンタープライズ（更別村）

- ・更別村にドローン実務者がいなかったことから起業。
- ・畑作物を中心に農薬、肥料、融雪剤散布を請け負うほか、映像撮影等も実施。



○株式会社アグリプラン（富良野市）

- ・JAふらの管内に農作業請負や人材派遣、運送事業等を展開し、地域に必要不可欠な会社としての地位を確立。
- ・融雪剤散布や耕起、収穫作業等の様々な農作業を受託。



4 スマート農業の実証事例(北海道)

●スマート農業実証プロジェクト採択数一覧

	全 国	北海道	作 目				
			水田作	畑作	露地野菜	畜産	5 G
令和元年度	69	5	2	2		1	
令和2年度	79	8		2	2	3	1
令和3年度	34	4		1		1	2
令和4年度	23	4	1	1	1	1	
令和5年度	12	2		1		1	
合 計	217	23	3	7	3	7	3

西谷内農場ほか【岩見沢市】 品目：水稲、たまねぎ、小麦、豆

土壌診断（化学性・物理性）及びリモートセンシング活用による化学肥料削減プロジェクト

・目標

- 化学肥料標準使用料から削減（N施肥量）
- 堆肥散布による土壌物理性の改善・化学肥料減肥による資材費削減、化学肥料可変散布による収量・品質の改善による農家収益向上5%
- 化学肥料の散布については、追肥作業の労働時間の削減20%
- 堆肥散布に要するコストや作物・土壌計測・診断コストに対して、化学肥料削減による削減、堆肥や追肥散布作業の省力化による労働費削減、収量・品質の改善による収益増加等で補うことにより、経営収支（利益）向上5%

・実証する技術体系の要素技術

①センシングドローン



②メッシュマップ食味・収量コンバイン



③施肥・スポット散布ドローン



④堆肥散布・自動操舵システム



構成員：(株)スマートリンク北海道、(有)西谷内農場、齊藤農場、池田農園、(株)パスコ、JAいわみざわ、北海道大学、(株)クボタ、エアロセンス(株)、北村運送(有)、岩見沢市、空知農業改良普及センター

(農)清和農場【鶴居村】 品目：牧草

ドローン及びAI画像認識と自動ピンポイント農薬散布を活用した牧草の部分除草体系の実証

・目標

- 雑草検出・記録にかかる時間を50%以上削減させる
- 雑草駆除に使用する農薬量を10aあたり50%以上削減する
- 経営収支（利益）を10%以上向上させる

・実証する技術体系の要素技術

①ドローン（センシング）+ AI画像認識（ディープラーニング）技術



②ドローン（農薬散布）



③セクションコントロールスプレーヤー



④小型除草（農薬散布）ロボット



構成員：NTTコミュニケーションズ(株)、(農)清和農場、JA釧路丹頂、ホクレン、ホクサン(株)、(株)ビコンジャパン

このほかの
取組事例 →



第5 農山漁村の6次産業化

1 六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定概要

・6次産業化とは、農林漁業者が生産物の付加価値向上を目指し、生産と加工・販売を一体的に行う取組。六次産業化・地産地消法に基づき、総合化事業計画を認定し、施設整備などを支援。

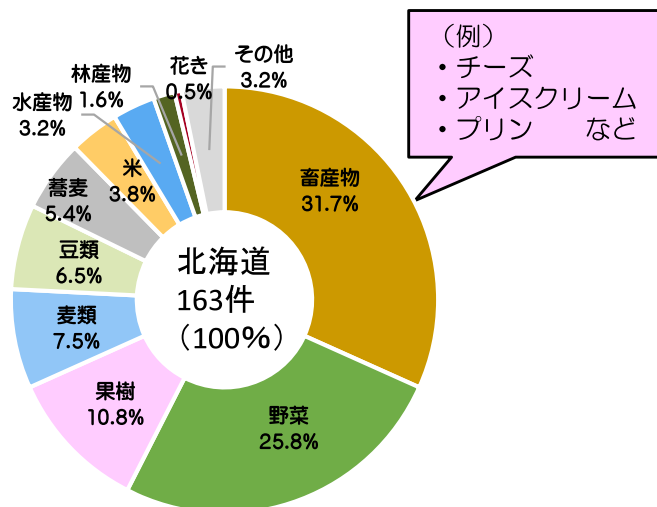
(1) 累計認定件数(令和6年8月31日現在)

北海道における総合化事業計画の認定件数(累計)は163件(全国2,642件)

	「総合化事業計画」の認定件数	うち 農畜産物関係	うち 林産物関係	うち 水産物関係	「研究開発・成果利用事業計画」の認定件数
北海道	163	154	3	6	1
全国	2,642	2,342	104	196	29

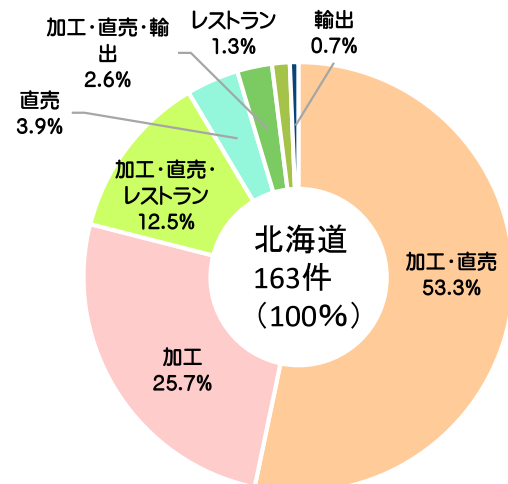
(2) 対象農林水産物別の認定件数割合 (総合化事業計画)

畜産物が32%で最も多い



(3) 事業内容別の認定件数割合 (総合化事業計画)

加工・直売が53%で最も多い



注: 1 複数の農林水産物を対象としている計画については全てをカウントした。
2 四捨五入のため計と内訳が一致しない場合がある。



カレーそばの街で自社栽培のそばを活用した新商品開発と販売事業
【合同会社小野農園(夕張市)】



ホエーを排出しない濃厚さにこだわったドリンクヨーグルトの製造・販売事業
【(株)おともチーズ工房(浜中町)】

北海道の認定事業者
検索はこちら



2 6次産業化の認定事例(北海道)

厚真町：テンアール株式会社**『こだわりの平飼い卵と廃鶏を活用したサーファー向けダイナー』****【取組内容】**

厚真町の海のそばで、サーファーをターゲットとしたアメリカンダイナー（食堂）を開店。広い鶏舎や放牧場を動き回り、北海道産原料を使った自家配合飼料で育った鶏の規格外卵と廃鶏を活用したメニューを提供する。また、有名シェフにレシピを依頼し、原料にこだわった規格外卵のオリジナルマヨネーズの製造・販売も行う。鶏卵の一部は有機JAS認証を取得している。

**音更町：十勝ぶどう園株式会社****『生産から醸造まで一貫した十勝初のオーガニック醸造・直売事業』****【取組内容】**

十勝観光拠点の一つである十勝川温泉に隣接した場所で、有機ぶどうの生産から醸造まで行い、オーガニックワインの生産と販売を行う。ワインは直売所での販売や道の駅、温泉街を利用する観光客をターゲットに販売し高収益化を図る。更に地域事業者と連携し地元十勝の飲食店等に販売する他、インターネット販売も行う。

**森町：株式会社みよい****『自社で有機栽培したくりりん南瓜を用いた加工品の開発・製造・販売事業』****【取組内容】**

かぼちゃの専業農家が有機栽培をした「くりりん南瓜」は、糖度20度以上を誇る。長期間の保管が可能となる加工品として、「かぼちゃのマッシュ」、「かぼちゃのスライス」、「かぼちゃのペースト」を製造・販売する。ブランド価値の向上とWEB等での直接販売により収益率の向上と経営の安定化を図っている。

**日高町：株式会社ユートピアアグリカルチャー****『平飼い卵・放牧牛乳を使用したスイーツ、牛乳・乳製品の製造販売事業』****【取組内容】**

放牧による乳卵製品の製造やお菓子の販売を通して、人・動物・環境に負荷がなく、持続可能なビジネスを実現することを目指し、自社の平飼い卵及び放牧牛乳を活用したチーズケーキを開発。オンライン販売・冷凍配送だからこそ、焼成していない生のスフレとムースを組み合わせ販売することに成功。作りたての美味しさを全国に届けている。



第6 地理的表示(GI)保護制度

・ 地理的表示（GI：Geographical Indication）保護制度とは

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度。平成27年6月の制度開始から、これまでに全国148産品を登録（令和6年8月現在）。

また、令和4年1月には、GI産品の販売や輸出促進等により、GI登録団体の活動活性化と認知度向上を図るため、日本地理的表示協議会が設立。

・ 制度の目的

生産者の利益（地域の知的財産）の保護を図ると同時に、農林水産業や関連産業の発展、需要者の利益の保護を図る。

・ 北海道の登録産品

道内では、①夕張メロン（平成27年12月）、②十勝川西長いも（平成28年10月）、③今金男しゃく（令和元年9月）、④檜山海参（令和2年3月）、⑤網走湖産しじみ貝（令和2年11月）、⑥ところピンクにんにく（令和4年3月）、⑦十勝ラクレット（令和5年3月）、⑧浜中養殖うに（令和5年7月）の8品が登録されている。

（注）上記のほか、国税庁によってぶどう酒「北海道」（北海道全域）、清酒「日本酒」（日本全域）がGIとして指定されている。

1 GI取得による効果（北海道）

いまかねだん

今金男しゃく（登録団体：今金町農業協同組合）

「今金」の名が知られることによって、ふるさと納税が300万円台から1,000万円台に増加した。

また、今金男しゃく以外の産品への問い合わせも増えた。GIを取得する農協が生産している産品であると信頼感につながっている。



ところピンクにんにく（登録団体：常呂町農業協同組合）

GI登録によってメディアの露出が増えたことにより、常呂町のお土産や贈答用として人気が高まった。

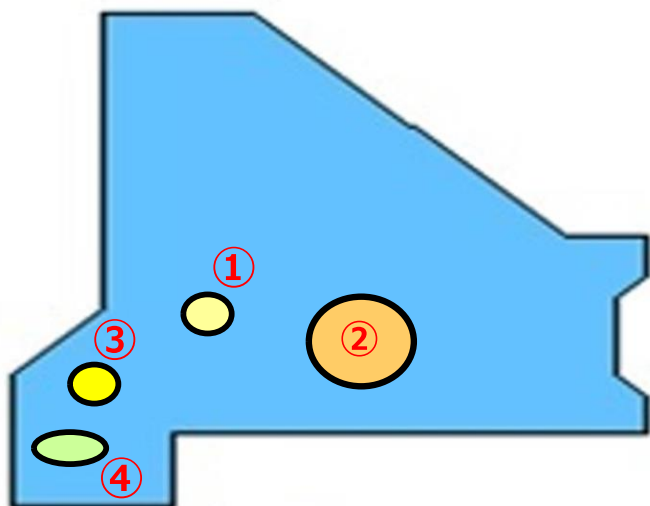
また、ところピンクにんにくを使用した調味料など、新発売加工品も注目を浴びるようになった。

HPへのアクセスも増え、ところピンクにんにくだけでなく、常呂町の農業についても道内外の方に広く知ってもらえるきっかけとなっている。



2 北海道の登録産品

(令和6年10月現在)



1.登録年月日 2.生産地 3.特性

① 夕張メロン



- 1.平成27年12月22日
- 2.夕張市
- 3.果肉は、内部色はオレンジ色で、繊維質が少ないことから非常に柔らかく、ジューシー。芳醇な香りが強い「夕張キング」という品種を使用しており、糖度は10度以上。

② 十勝川西長いも



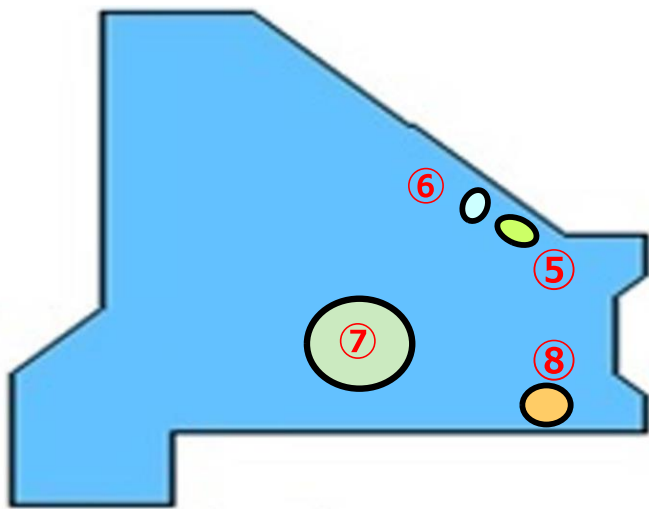
- 1.平成28年10月12日
- 2.帯広市、芽室町、中札内村、清水町、新得町、池田町字高島、足寄町、浦幌町、鹿追町
- 3.長さが短いとつくり型で、肌・肉質ともに外観が白く褐変しにくい。歯ごたえや食感が良く、とろろにしたときの粘りも強い。海外への輸出も盛んで、海外でも高い評価を受けている。

いまかねだん
③ 今金男しゃく

- 1.令和元年9月9日
- 2.今金町、せたな町
- 3.白色で美しい外観を有しライマン価13.5%以上の安定した品質とホクホクとした自然にとける舌触りが特徴の男爵品種のばれいしょ。

ひやまはいしえん
④ 檜山海参

- 1.令和2年3月30日
- 2.せたな町、八雲町、乙部町、江差町、上ノ国町、奥尻町
- 3.生産地の地先海面で漁獲されたなまこを同地域で加工した干しなまこ。疣足（いぼあし）の突起に覆われたような形態で姿が良い。水戻し後は、姿を良好に保ちながら、肉厚で身崩れせず、適度な粘りと弾力を有し食感が良い。



1.登録年月日 2.生産地 3.特性

⑤ 網走湖産しじみ貝



- 1.令和2年11月18日
- 2.網走市、大空町
- 3.約7年以上かけて育った大粒なヤマトシジミ。色や艶が良く、食べ応えがあるため人気で、全国平均と比べ1.5倍の高値で取引されている。

⑥ ところピンクにんにく



- 1.令和4年3月31日
- 2.北見市常呂町
- 3.外皮はピンク色を呈し、にんにく本来の風味や香りが強く、生で食した時のピリリとした強い辛みが特徴。糖度が高く、香りの主成分である有機イオウ化合物等が多く含まれている。

⑦ 十勝ラクレット



- 1.令和5年3月31日
- 2.北海道帯広市、河東郡音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、上川郡新得町、清水町、河西郡芽室町、中札内村、更別村、広尾郡大樹町、広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄郡足寄町、陸別町及び十勝郡浦幌町
- 3.ナッツや干し草のような熟れた芳醇な香りとさわやかなミルクの香りが感じられるが、刺激臭が少なく、日本人の嗜好に合うさっぱりした食味が需要者から高く評価されている。

⑧ 浜中養殖うに



- 1.令和5年7月20日
- 2.北海道厚岸郡浜中町内水面、浜中湾及び琵琶瀬湾
- 3.身色がオレンジ色に近い濃い黄色で、色や大きさがそろった養殖のエゾバフンウニ。クリーミーな口溶けに苦みや雑味のない濃厚な味わいといった市場等の評価に加え、養殖の強みを生かした生産・出荷戦略により、天然のエゾバフンウニより高値で取引されている。

第7 環境保全・資源の有効利用

1 再生可能エネルギー

- ・再生可能エネルギーとは、木質チップ、家畜ふん尿、風力、太陽光、地熱などを利用した電気、ガスで、地球温暖化を防止し、持続的なエネルギー源とされている。
- ・第5次エネルギー基本計画（2018年7月、閣議決定）では、再生可能エネルギーの主力電源化を明記。
- ・第6次エネルギー基本計画（2021年10月、閣議決定）では、2050年カーボンニュートラル（2020年10月、総理宣言）の実現に向けて、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率を36～38%程度と見通している。
- ・北海道においては、太陽光（知内町）、木質バイオマス（下川町）などの取組がある。

固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備認定の状況
(令和6年3月末時点・新規認定設備)

	バイオマス			太陽光 (10kW以上)		風力	水力	地熱
	メタン 発酵	木質	一般 廃棄物		うち、メガ ソーラー			
全 国 計 (件)	372	523	189	726,992	9,322	6,258	1,203	119
北 海 道 (件)	114	26	4	10,885	444	1,746	63	5
全 国 シ ェ ア	30.6%	5.0%	2.1%	1.5%	4.8%	27.9%	5.2%	4.0%
全 国 順 位 (北 海 道)	1	3	18	27	4	2	3	5

資料：経済産業省「都道府県別再生可能エネルギー設備の認定及び導入状況(令和6年3月末時点・新規認定設備)」を基に北海道農政事務所で作成

注：1) 木質は未利用木質、一般木質農作物残さ及び建築廃材の合計

2) 風力は20kW未満及び20kW以上の合計

3) 水力は200kW未満、200kW以上1,000kW未満、1,000kW以上5,000kW未満、5,000kW以上30,000kW未満の合計

4) 地熱は15,000kW未満及び15,000kW以上の合計

太陽光発電によるエネルギーの利用



知内町(知内メガソーラー20M発電所)

木質バイオマスボイラーによる熱エネルギーの利用



下川町(一の橋バイオビレッジ)

2 再エネ法による取組目標及びバイオマス産業都市構想策定状況

- ・農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、再生可能エネルギー発電による農林漁業の発展を図っている。道内では10市町村がこのための基本計画を作成。
- ・農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針（令和元年7月改正）における再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模目標（令和5年度：600億円）に対し、令和4年度までの集計結果は626億円（令和3年度541億円に対し85億円の増）となり、1年前倒しでの目標達成。
- ・バイオマス産業都市とは、バイオマス産業を軸としたまち・むらづくりを目指す地域として、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の関係7府省が共同で選定。これまでに、バイオマス産業都市を道内で38市町村選定（全国103市町村）。

再エネ基本計画作成状況

平成28年	知内町、寿都町
29年	蘭越町
令和2年	下川町
3年	網走市
4年	紋別市
5年	石狩市、白糠町、 島牧村、黒松内町

バイオマス産業都市構想策定状況

平成25年度1次	21	十勝地域19市町村、下川町、別海町
25年度2次	2	釧路市、興部町
27年度	1	平取町
28年度	4	知内町、標茶町、音威子府村、西興部村
29年度	3	滝上町、中標津町、鶴居村
30年度	3	稚内市、浜頓別町、幌延町
令和元年度	1	八雲町
2年度	1	湧別町
3年度	1	雄武町
4年度	1	浜中町
計	38	

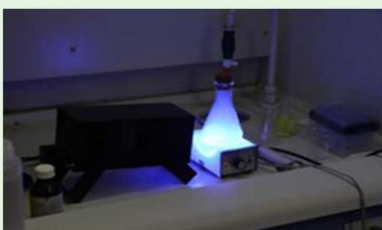


【フォーカス】『家畜ふん尿が新たな資源に～バイオガス活用の先進技術～』

北海道では、乳用牛・肉用牛の飼養頭数は全国1位であり、家畜ふん尿を原料としたバイオガス（メタンガス）での発電が盛んである。最近では、カスケード（多段階）利用の動きが活発化し、高度化利用が進んできている。

【ギ酸・メタノール】

興部町は大阪大学との共同研究の結果、世界で初めてバイオガスからギ酸（家畜飼料添加剤）とメタノール（液体燃料や樹脂などの化学製品の原料）への変換に成功。量産化に向けて開発が進められている。



ギ酸・メタノール製造実験の様子

【水素】

鹿追町では家畜ふん尿を由来とする水素の製造を行っており、道内初の定置式水素ステーションを整備。製造された水素は燃料電池自動車への利用やチョウザメ飼育施設等の純水素型燃料電池に利用されている。



水素ステーションと水素自動車

【バイオメタン（LBM）】

よつ葉乳業株式会社は十勝主管工場の機器の洗浄や殺菌に使用する蒸気用ボイラーの燃料としてエア・ウォーター株式会社が製造・供給する家畜ふん尿由来のLBMを従来の液化天然ガスに混合する形で使用し、工場から排出されるCO₂の削減を図っている。



蒸気用ボイラー

有限会社中島生産組合（中札内村） 『地産地消型バイオガスプラントの導入』

牧場の規模拡大に伴い、家畜ふん尿の発生量が増加しているものの、臭気や家畜ふん尿を処理する酪農家の高齢化による労働力不足が課題となっており、これらの解決のためバイオガスプラントを整備。プラントで生成したバイオガスを利用して発電を行うとともに、メタン発酵残さを固液分離して、固形物は堆肥や再生敷料に活用、分離された液体はバイオ液肥として活用することにより、敷料や化学肥料等の生産コストの削減を図っている。

※令和4年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金



完成したバイオガスプラント

川西バイオマス株式会社（帯広市） 『バイオマス地産地消の推進のうちバイオ液肥散布車の導入』

地域の畜産農家19戸の共同出資により法人を設立し、地域3か所にバイオガスプラントを設置。さらに大型の散布作業機（スラリータンカー1台（タンク容量27t））を導入。

バイオマス原料として畜産ふん尿の他、長芋やビートなどからの農業系廃棄物を有償で引取り、未利用廃棄物の削減に貢献している。また、関係機関と連携して耕種農家等に普及啓発することにより、地域におけるバイオ液肥の利用拡大を図っている。

※令和4年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金



大型の散布作業機による散布

別海バイオガス発電株式会社（別海町） 『メタン発酵バイオ液肥等の地用促進』

バイオガスプラントから排出されるバイオ液肥について、飼料作物（牧草及びデントコーン）の実証ほ場での散布試験を実施、土壌の肥効分析及び粗飼料の栄養分析による飼料作物への有効性を検証。

検証結果を基に地域の土壌に適した施肥設計の作成に活用するなど、バイオ液肥の地域利用の促進を図っている。

※令和4年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金



実証ほ場での
散布試験の様子

バイオ液肥

4 容器包装リサイクル

- ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）は、事業者の再商品化義務のある4品目（ガラスびん（無色、茶色、その他の色）、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装（白色トレイ含む））について、リサイクルの促進等により、ごみを減らし、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指している。
- ・農林水産省では、この法律に基づき、
 - ①容器包装の利用又は製造等を行う事業者に対し、制度の普及・啓発及び調査点検、
 - ②同法において再商品化（リサイクル）が義務付けられている事業者（特定事業者）に対し、その義務が履行されているかどうかの確認、
 - ③必要に応じた義務の履行等に向けた働きかけを行っている。

再商品化義務のある容器包装



PETボトル



プラスチック製容器包装



紙製容器包装



ガラス製の容器

5 食品ロス

- ・令和4年度の食品ロス（本来食べられるのに捨てられてしまう食品）は、約472万トン。国民1人あたり1日約103g（おにぎり約1個のご飯の量に近い量）、年間約38kgに相当。
- ・北海道農政事務所では、消費者の食品ロスに対する意識を高めて食品廃棄の削減につなげるため、10月の「食品ロス削減月間」に、小売店舗に対し、ポスターの掲示等により、てまえどり等に関する啓発活動の実施を呼びかけている。また、災害用に備蓄している食料等について、備蓄の役割を終えたものを有効活用するため、フードバンク活動団体へ提供し、その活動を支援している。
- ・令和5年度からは、北海道地方環境事務所と共に職員を対象に家庭で余っている食品を集める「官庁フードドライブ」を開催している。



第8 食の安全と消費者の信頼確保

1 食品の安全に関する情報提供

- ・食の安全等に対する信頼確保等を図るため、消費者に分かりやすい情報提供を実施。

- 消費者展示コーナー及び移動消費者の部屋における食の安全等の情報提供。
- 消費者団体や公的機関が開催する学習会において、消費者の関心が高いテーマについて情報提供や説明を実施。



消費者コーナー（北海道農政事務所） 移動消費者の部屋（札幌エルプラザ）

2 食育の推進

- ・国民の健康で心豊かな生活実現に向け、健全な食生活の実践や、それを支える社会や環境を持続可能なものにするため、食育への取組を支援。

- 食育基本法や食育推進基本計画の目標実現を盛り込んだ都道府県、各市町村の食育推進計画の作成を支援。
- 地域での食育の推進事業に関する取組を支援。
- 食育推進事業の取組事例の周知、食育活動表彰の募集
- 食育月間（6月）、食育の日（毎月19日）の周知。



食育パンフレット
（北海道農政事務所作成）

3 食品表示・トレーサビリティ制度の適正運用

- ・食品表示の適正化やトレーサビリティ制度による的確な情報伝達を図るため、食品の製造や販売等に携わる事業者等に対する監視・指導等を実施。

- 食品の偽装表示等の監視・取締りや製造業者、販売業者等に出向いて表示の確認を実施。
- 米穀、牛肉やアワビ・ナマコの適正流通を確保するため、必要な情報・番号の伝達等や記録の作成、帳簿の備付けが適正に行われているかを監視。
- 米穀の適正な産地・品種表示等を確保するため、科学的分析を活用し、効果的・効率的な監視を実施。
- 牛の個体識別番号が適正に伝達、表示されているかを科学的に確認するため、牛肉のDNA鑑定を実施。



店頭での表示状況等確認調査

4 動植物防疫

- ・特定家畜伝染病の発生時は、防疫措置を支援。
- ・農産物や家畜の病気、病害虫のまん延防止を図るため、北海道による動植物防疫の取組を支援。

- 道内において高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の発生が確認された場合は、北海道農政事務所特定家畜伝染病緊急防疫支援本部を設置し、北海道からの要請を受け、防疫措置を支援。
- また、迅速な防疫措置支援に資するため、毎年、防疫研修を実施。
- 北海道におけるジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止や国内未発生 of 重要病害虫の調査、重要な家畜疾病の監視等の動植物防疫の取組を支援。



防疫研修

第9 農福連携

1 農福連携の推進

・農福連携とは

農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

・北海道における農福連携の取組

北海道地域の農福連携推進ネットワーク（事務局：北海道農政事務所）では、農業分野における障害者等の就労を推進することを目的として、国の施策・補助事業に関する情報発信、北海道における農福連携の取組事例の紹介、各種イベントの案内などを行っている。

2 農福連携の取組事例（北海道）

社会福祉法人 光の里【今金町】

【事業所】多機能型事業所「ワークショップいまかね」

原木しいたけ栽培、パン・菓子製造を行い、直営店舗で販売し地域とも交流。障がいの程度に合わせた作業内容の設定が可能。



駒ヶ岳ファーム 株式会社【森町】

【事業所】就労継続支援B型事業所「わかば」

アスパラガスやトマトの生産を行い、直売所での販売も行っている。施設内作業、施設外作業があり、障がい者の希望や能力に合わせて分担することが可能。



社会福祉法人 北海道療育【美幌町】

【事業所】多機能型事業所「ワークセンターぴぽろ」

ハウス栽培、露地栽培などで多品目を生産し、飲食店や観光物産協会へ販売。冬場は、食品包装へのラベル貼りなどの軽作業を受託。



2 労働力の産地間連携の取組

(株) 小清水町農業振興公社〔小清水町〕

小清水町農業振興公社は、国の農業労働力確保支援事業を活用し、JAにしうわ（愛媛県）との産地間連携による人員派遣に取り組む。

現在、日本人、外国人技能実習生（カンボジア人）合わせて20名の農作業スタッフがいるが、4～5月の春作業（撒きつけ）時期は農作業スタッフだけでは足りず、短期バイト（今年度は10人）やJAにしうわ（愛媛県）との産地間連携の人員を活用。



産地間連携では、JAこしみずから合計10名（日本人5名、外国人技能実習生5名）を11月から2月（JAにしうわのみかん選果の繁忙期）まで派遣。JAにしうわからは1名が5月に派遣された。

他産地との連携は、単に労働力の融通という面だけではなく定住人口の増加による経済活動の活性化を図り、行き来することで関係人口の増加にも繋がり、地域の活性化に寄与している。



3 外国人労働力の受け入れ

知内町

知内町の外国人の受入れは、令和5年度時点で67人（平成30年度は38人）。うち技能実習生51人、特定技能10人、その他（結婚等）6人となっている。職種別には、水産加工が最も多く、次いで農業、木材加工となっている。水産加工ではベトナム、スリランカ、農業ではインドネシア、ベトナム、カンボジア、木材加工ではベトナムからの受入れとなっている。

少子高齢化や人口減少による担い手・労働力不足の解消のため、平成30年度から外国人の受入事業者に対し受入時初期費用（外国人の渡航費用、研修費用等）の1/2（15万円上限、1事業者3人まで）を助成している。令和5年度より1事業者の対象人数を3人から5人までに上限人数を拡大。

また、外国人のみではないが、就労者の良質な生活環境・雇用の確保を目的として、令和5年度から社宅整備支援事業を実施。住宅取得・改修費用の1/2（上限300万円）を支援している。